

令和4年9月16日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しに伴う

保育所等への登園判断の考え方について

日頃より本市の保育・教育行政に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

9月7日付で、新型コロナウイルス感染症の陽性者の療養期間について、症状があった場合

は、発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から療養解除
することができることとされました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の陽性者となった子どもの療養期間終了後の

保育所等への登園にかかる取扱いについては、次のとおりとなりますのでご確認ください。な

お、濃厚接触者の待機期間に関しては、従来と変更ありません。

1 陽性者となった子どもの保育所等への登園にかかる療養期間の取扱いについて

(1) 症状（発熱・倦怠感・咳等）があった場合

・発症日（初めに発熱など症状が出た日）の翌日から7日間、かつ症状軽快後（解熱剤

の服用や37.5℃以上の発熱等の症状がないこと等）24時間経過するまでが療養期間とな

り、8日目から登園することが可能です。ただし、症状が継続している場合や体調に

不安がある場合などには、登園を控えてください。なお、最大10日目までは、連続して

保育所等を休んだ日数に応じて利用料の日割りを行います。

- ・ 発症日の翌日から10日間が経過するまでは、自主的な感染予防行動が必要とされています

が、マスクの着用については、引き続き、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要が

あることから、他者との距離に関わらず、一律には求めません。

- ・ 10日間が経過するまでにおける感染予防行動として、施設では、こまめな手洗い、消毒な

どの基本的対策の徹底、効果的な換気を継続して実施します。

- ・ 保育所等は、子どもたちが集団で生活する場であり、感染が広がりやすい施設の特徴があ

ります。保育所等では、日々感染対策の徹底に努めていますが、施設内の感染対策には、

保護者の皆様の御協力が欠かせません。ご家庭でも、お子様の体調の変化に留意していた

だき、普段と異なる様子が見られる場合には、登園を控えるなど、御協力をお願いしま

す。

(2) 療養中、一度も症状が出なかった場合

- ・ 検体採取日（検査を受けた日）の翌日から7日間が療養期間です。8日目から登園するこ

とが可能です。

- ・ 5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合に、5日間経過後（6日目）に療養

期間の解除を可能とする取扱いについては、乳幼児は、抗原定性検査キットを用いること

は想定されていないため、対象外です。引き続き、登園可能となるのは、8日目からで

す。

2 利用料の日割りの対象期間について

症状が出た場合は、発症日の翌日から10日目までは自主的な感染予防行動の徹底をお願い

していることから、最大10日目までは、連続して保育所等を休んだ日数に応じて利用料の日割り

を行います。

療養中、一度も症状が出なかった場合は、療養期間である7日目までが利用料日割りの

対象となります。

この取扱いの起算日は、9月7日とします。

3 その他

秋を迎え、今後、運動会等の園行事が開催されることも多くなる時期となります。施設では、

行事等の実施にあたって、こまめな手洗い、消毒などの基本的対策の徹底、効果的な換気を

継続していますが、施設内で感染が広がっている場合などには、必要に応じて、開催規模や参加

人数を限定する他、延期等を検討する場合がありますので、御理解いただきますようお願いしま
す。

引き続き、保育所等における感染症対策に御協力をお願いいたします。

【担当】施設で新型コロナウイルスが発生した場合の対応

こども青少年局 保育・教育運営課 671-3564
(利用料の日割りにかかる運用について)

こども青少年局 保育・教育認定課 671-0255